

1

## 第9回 西区協議会

日時：令和4年12月21日（水）

午後1時30分～

会場：舞阪協働センター1階 ホール

次 第

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事

(1) 協議事項

第11号 浜松市旅館業法施行条例及び浜松市公衆浴場法施行条例の一部改正（案）  
のパブリック・コメントの実施について

(2) 答申事項

第2号 区再編時の組織・区及び区協議会の設置等に関する条例改正の骨子について

4 その他

(1) 地域課題

(2) 今後の開催予定

5 閉会

## 第9号様式

## 区協議会

区分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項						
件名	浜松市旅館業法施行条例及び浜松市公衆浴場法施行条例の一部改正 (案) のパブリック・コメントの実施について						
事業の概要 (背景、経緯、現状、課題等)	<p>○目的 子どもの適正な混浴年齢を設定することにより、公衆浴場における混浴に関するトラブルを防止し、公衆浴場業界が発展すること及び、子どもの健やかな発育発達に寄与することを目的とする。</p> <p>○背景・経緯 厚生労働省の「公衆浴場における衛生等管理要領等」の改正を踏まえ、静岡県内で統一的な対応を行うため、男女の混浴制限年齢について、「<u>10歳以上</u>」から「<u>7歳以上</u>」へ改正する。</p>						
対象の区協議会	全区協議会						
内 容	<p>浜松市旅館業法施行条例と浜松市公衆浴場法施行条例を改正し、男女の混浴制限年齢を「<u>10歳以上</u>」から「<u>7歳以上</u>」にすることについて、ご意見を伺うもの。</p> <p>改正箇所は別紙のとおり</p> <p>※パブリック・コメント期間中のため、協議会での意見はパブリック・コメントの意見として取り扱います。</p>						
備 考 (答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など)	<table border="0"> <tr> <td>案の公表・意見募集</td> <td>令和4年12月～令和5年1月</td> </tr> <tr> <td>市の考え方等を公表</td> <td>令和5年3月</td> </tr> <tr> <td>条例施行</td> <td>令和5年10月</td> </tr> </table>	案の公表・意見募集	令和4年12月～令和5年1月	市の考え方等を公表	令和5年3月	条例施行	令和5年10月
案の公表・意見募集	令和4年12月～令和5年1月						
市の考え方等を公表	令和5年3月						
条例施行	令和5年10月						
担当課	生活衛生課	担当者	沖 優利	電話	453-6118		

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。



## パブリック・コメント実施案件の概要

<b>案件名</b>	浜松市旅館業法施行条例（平成24年浜松市条例第73号）及び浜松市公衆浴場法施行条例（平成24年浜松市条例第83号）の一部改正（案）
<b>趣旨・目的</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公衆浴場における衛生等管理要領等の改正について（令和2年12月10日付け生食発1210第1号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）を踏まえ、静岡県内で統一的な対応を行うため、男女の混浴制限年齢について、「10歳以上」から「7歳以上」へ改正します。</li> </ul>
<b>策定（見直し）に至った背景・経緯</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「子どもの発育発達と公衆浴場における混浴年齢に関する研究」（令和元年度厚生労働科学特別研究事業）の研究成果等を踏まえ、厚生労働省から通知「公衆浴場における衛生等管理要領等の改正について」（令和2年12月10日）が発出されました。これに伴い、全国的に条例の見直しがされています。静岡県内で統一的な対応を行うため、条例の改正をすることとなりました。</li> </ul>
<b>立案した際の実施機関の考え方及び論点</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの適正な混浴年齢を設定することにより、公衆浴場における混浴に関するトラブルを防止し、公衆浴場業界が発展すること及び、子どもの健やかな発育発達に寄与することを目的としています。</li> </ul>
<b>案のポイント（見直し事項など）</b>	<p>以下の内容について改正します。</p> <p>【改正前】 10歳以上の男女を混浴させないこと。</p> <p>【改正後】 7歳以上の男女を混浴させないこと。</p>
<b>関係法令・上位計画など</b>	公衆浴場における衛生等管理要領等の改正について（令和2年12月10日付け生食発1210第1号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）
<b>計画・条例等の策定スケジュール（予定）</b>	<p>令和4年12月～令和5年1月 案の公表・意見募集      令和5年2月 案の修正、市の考え方の作成      令和5年3月 意見募集結果および市の考え方を公表      令和5年6月 公布      令和5年10月 施行</p>

# 浜松市旅館業法施行条例及び 浜松市公衆浴場法施行条例の一部改正(案) に対するご意見をお待ちしています！

「パブリック・コメント制度」とは、市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民の皆さんに公表し、ご意見、ご要望などを聴きながら最終的な案を決定する手続きのことをいいます。

浜松市では、平成15年4月から、この制度を導入しています。



## 1. 「浜松市旅館業法施行条例及び浜松市公衆浴場法施行条例の一部改正（案）」とは

公衆浴場における衛生等管理要領等の改正について（令和2年12月10日付け生食発1210第1号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）を踏まえ、静岡県内で統一的な対応を行うため、男女の混浴制限年齢について、「10歳以上」から「7歳以上」へ改正するもの。

## 2. 案の公表期間及び意見募集期間

令和4年12月15日（木）～令和5年1月16日（月）

## 3. 案の公表先

生活衛生課、市政情報室、区役所、協働センター、中央図書館、市民協働センター（中区中央一丁目）、パブコメPRコーナー（市役所本館1階ロビー）にて配布

浜松市ホームページ（<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>）に掲載

【トップページ→ご意見・お問い合わせ→パブリック・コメント制度】

## 4. 意見の提出方法

意見書には、住所\*、氏名または団体名\*、電話番号を記入して、次のいずれかの方法で提出してください。

\*住所および氏名または団体名が未記入の意見には、本市の考え方は示しません。

・個人情報は、本事業においてのみ使用することとし、個人情報保護に関する法令等に基づき適正に管理します。

（意見書の様式は特に問いませんが、参考様式を添付しています。なお、意見は浜松市ホームページ上にある意見入力フォームからも直接提出できます。）

①直接持参	生活衛生課（保健所3階）まで書面で提出
②郵便【はがき、封書】 (最終日の消印有効)	〒432-8550 浜松市中区鴨江二丁目11-2 生活衛生課あて
③電子メール	<a href="mailto:seiei@city.hamamatsu.shizuoka.jp">seiei@city.hamamatsu.shizuoka.jp</a>
④FAX	053-459-3561（生活衛生課）

## 5. 寄せられた意見の内容および市の考え方の公表

お寄せいただいたご意見の内容は、本市の考え方とあわせて、令和5年3月に公表します。  
公表先は案の公表先と同じです。

## 6. 問い合わせ先

健康福祉部保健所生活衛生課（TEL 053-453-6112）

浜松市旅館業法施行条例（平成24年浜松市条例第73号）及び  
浜松市公衆浴場法施行条例（平成24年浜松市条例第83号）の一部改正（案）

浜松市旅館業法施行条例（平成24年浜松市条例第73号）

改正前	改正後
<p>(営業者の講じるべき措置の基準)</p> <p>第6条 法第4条第2項の規定により条例で定める同条第1項に規定する措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 共同浴室を使用する場合にあっては、次に掲げる措置を講じること。</p> <p>ア <u>10</u>歳以上の男女を混浴させないこと。ただし、衣類を着用する者のみを入浴させる場合及び共同浴室を貸し切って入浴させる場合にあっては、この限りでない。</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(6)～(11) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(営業者の講じるべき措置の基準)</p> <p>第6条 法第4条第2項の規定により条例で定める同条第1項に規定する措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 共同浴室を使用する場合にあっては、次に掲げる措置を講じること。</p> <p>ア <u>7</u>歳以上の男女を混浴させないこと。ただし、衣類を着用する者のみを入浴させる場合及び共同浴室を貸し切って入浴させる場合にあっては、この限りでない。</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(6)～(11) (略)</p> <p>2 (略)</p>

浜松市公衆浴場法施行条例（平成24年浜松市条例第83号）

改正前	改正後
<p>(一般公衆浴場に係る営業者の講じるべき措置の基準)</p> <p>第3条 一般公衆浴場に係る法第3条第2項の規定により条例で定める同条第1項に規定する措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p>(16) <u>10</u>歳以上の男女を混浴させないこと。ただし、浴室を貸し切って入浴させる場合にあっては、この限りでない。</p> <p>(17)～(20) (略)</p> <p>(その他の公衆浴場に係る営業者の講じるべき措置の基準)</p> <p>第5条 その他の公衆浴場に係る法第3条第2項の規定により条例で定める同条第1項に規定する措置の基準は、第3条各号（第2号、第3号及び第16号を除く。）に定めるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>10</u>歳以上の男女を混浴させないこと。ただし、衣類を着用する者のみを入浴させる場合及び浴室を貸し切って入浴させる場合にあっては、この限りでない。</p>	<p>(一般公衆浴場に係る営業者の講じるべき措置の基準)</p> <p>第3条 一般公衆浴場に係る法第3条第2項の規定により条例で定める同条第1項に規定する措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p>(16) <u>7</u>歳以上の男女を混浴させないこと。ただし、浴室を貸し切って入浴させる場合にあっては、この限りでない。</p> <p>(17)～(20) (略)</p> <p>(その他の公衆浴場に係る営業者の講じるべき措置の基準)</p> <p>第5条 その他の公衆浴場に係る法第3条第2項の規定により条例で定める同条第1項に規定する措置の基準は、第3条各号（第2号、第3号及び第16号を除く。）に定めるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>7</u>歳以上の男女を混浴させないこと。ただし、衣類を着用する者のみを入浴させる場合及び浴室を貸し切って入浴させる場合にあっては、この限りでない。</p>



# 案

(3)

第10号様式

西区協第号

令和4年12月21日

(あて先) 浜松市長

西区協議会

会長 石川 恵一 印

諮問事項に対する答申について

令和4年11月16日付け浜市協第136-3号で当協議会に対して諮問のあつたことについて、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例第11条第1項から第3項の規定に基づき審議した結果、下記のとおり答申します。

記

1 答申内容 別紙第11号様式のとおり

# 案

第11号様式

## 諮詢事項に対する答申書

西区協議会

件名	区再編時の組織・区及び区協議会の設置等に関する条例改正の骨子について
諮詢内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・区再編時の組織（案）について<ol style="list-style-type: none"><li>1 市民サービス・組織</li><li>2 施行日</li></ol></li><li>・区及び区協議会の設置等に関する条例改正の骨子（案）について<ol style="list-style-type: none"><li>1 区の設置</li><li>2 区協議会の設置</li></ol></li></ul>
答申	<p>諮詢の内容について審議した結果、以下の要望を付し適切であると認めます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・中央区協議会・西地域分科会の委員定数について、経過措置として、令和8年3月31日までの任期においては、現行の西区協議会の定数である「25人以内」とすること。</li><li>・概ね5年後に見込まれる、行政センター並びに中央福祉事業所及び中央健康づくりセンターの出先グループの職員数は、再編前の西区役所に配置されている職員数（正規職員、再任用職員及び会計年度職員）と比較すると34名の減となっているが、災害対応も含め、市民サービスの低下を招かないように努めること。</li></ul>
備考	